

新事業

通称：空き家活用事業

空き家を町に貸してください

<令和2年度は、2件を整備予定>

住居は、人が住まなくなるとカビの発生や湿気により老朽化が急速に進みます。傷みが大きくなると、倒壊の恐れが出て周囲に迷惑をかける様々な要素を持っています。大切な住居を守っていく為にも、貸し出しをしてみませんか。

<空き家所有者のメリット>

- 賃借料が入る（固定資産税相当分）
- 町施工でリフォームや耐震化を実施
- 契約期間中（11年）は町が管理運営
- 住居改修に伴う所有者負担金はなし

令和2年度、町は新しい事業を始めます。それは、町が住居を所有者から借り上げて整備し、町への移住定住を希望する方に貸し出す事業です。町が借り上げる住居を、下記により募集します。（事業名は、伊方町移住定住促進空き家活用住宅事業）

1 住居条件（すべてを満たすこと）

- 住居で全部を借り上げることができ、町と11年間の貸借契約ができるもの。
- 改修費用が概ね600万円以下のもの（水回りを基本とした改修、耐震改修等）
- 抵当権設定がないもの
- 空き家内の動産はすべて撤去すること
- 空き家バンクへの掲載ができるもの

2 募集期間 令和2年4月1日（水）～令和2年6月30日（火）

3 応募方法

- ① 伊方町移住定住促進空き家活用住宅申込書の提出
- ② 空き家バンク登録手続

4 その他

申込書の提出があった物件を調査・審査し決定します。

5 問い合わせ先 総合政策課まちづくり戦略室 電話 38-2659

